

令和3年度5月補正予算（知事専決処分）の概要

【補正規模】

(単位：百万円)

- ・ 現計予算額 874,785 (①)
- ・ 今回補正予算額 354 (②)

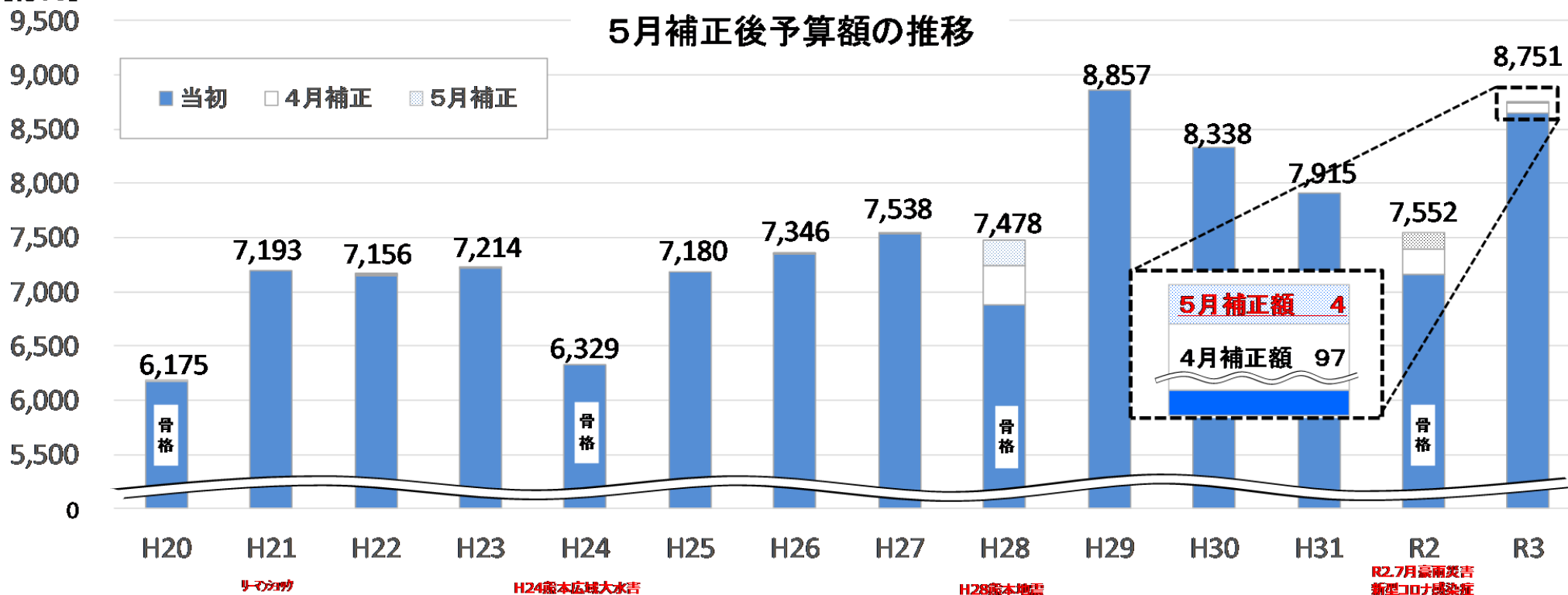
(財源内訳) 国庫支出金 315(※) 諸収入 39(調整中)
 ※うち地方創生臨時交付金 315

5月補正後予算額(①+②) **875,139**

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

[億円]

5月補正後予算額の推移



参考：新型コロナウイルス感染症対策に係る予算化の状況

R元～2年度 累計予算額 1,764億円	+	R3年度 現計予算額 913億円	+	今回補正額 4億円	=	累計予算額 2,681億円
-----------------------------------	---	-------------------------------	---	----------------------------	---	-------------------------

令和元年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※)
2月補正2(2/28専決)	2,504	4
3月補正1(3/9専決)	2,527	27
3月補正2(3/18専決)	533	35
3月補正3(3/25専決)	243	97
計	5,808	164

令和2年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※)
4月補正	23,570	807
5月補正1(5/1専決)	6,956	▲ 230
5月補正2(5/20専決)	9,127	9
6月補正	6,680	▲ 514
6月補正(追号)	31,219	▲ 0
7月補正1(7/2専決)	3,127	-
8月補正1	35,511	252
8月補正2(8/21専決)	551	-
9月補正	13,344	8
11月補正	7,796	174
12月補正1(12/18専決)	222	-
12月補正2(12/29専決)	1,894	-
1月補正1(1/11専決)	2,803	-
1月補正2(1/15専決)	13,312	-
2月補正(2/5専決)	2,036	-
2月補正	18,274	1,619
2月補正(別冊)	3,172	-
3月補正(3/30専決)	▲ 8,983	-
計	170,609	2,123

令和3年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※)
当初予算	81,648	1,435
4月補正1(4/16専決)	8,167	-
4月補正2(4/28専決)	1,504	-
5月補正(5/5専決)	354	-
計	91,673	1,435

R元～3年度累計 (単位:百万円)

累計	268,091	3,722
----	---------	-------

※一般財源の額は財政調整用4基金及び繰越金の活用額を記載

営業時間短縮要請に伴う事業者支援

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

予算額3億54百万円（－）
営業時間短縮要請協力金事業 [商工政策課]

- 県は、有明保健所管内市町の酒類を提供する飲食店等に対して、営業時間短縮を5月6日(木)から5月19日(水)まで要請
- 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた事業者に対して、売上規模に応じ一日あたり2.5万円～20万円の協力金を支給

<要請の概要>

- 1 内容：
営業時間を21時までに短縮すること
(酒類オーダーストップは20:30まで)
- 2 対象者：
酒類を提供する飲食店、接待を伴う飲食店を21時以降も営業する者
(キャバクラ、ホストクラブなど接待を伴う飲食店やバー、居酒屋に加え、酒類を提供する一般的な飲食店やカラオケ店等)
- 3 区域：荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町（計：約500店）
- 4 期間：**5月6日(木)～5月19日(水) (14日間)**

<協力金>

- 1 コールセンター：**096-333-2828**
096-213-7090
 - ・平日 ⇒ 9:00～17:00
 - ・5月9日までの土日・祝日 ⇒ 9:00～17:00
 - ・5月15日以降の土日・祝日 ⇒ 休み
- 2 申請期間(予定)：
 - ・5月20日(木)～6月30日(水)

※時短要請期間延長等の場合は、申請期間を変更する可能性があります

<見回り>

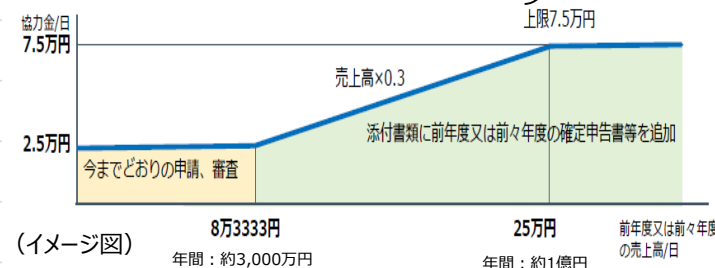
熊本市中心部と同様に飲食店等に対して実地調査を実施

<協力金算定方法>

・中小企業等（売上高方式）

※ 1日あたりの売上高
前年度又は前々年度の確定申告書の控え等に記載された5月の売上高 ÷ 31日

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間：～約3,000万円)	2万5,000円
8万3,333円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円以上 (年間：1億円～)	7万5,000円



・大企業（売上高減少方式） ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方

※ 1日あたりの売上高減少額
(前年度又は前々年度の5月6日～5月19日の売上高 - 今年度の同期間の売上高) ÷ 14日

<申請方法> 電子申請（紙申請も併用）

※時短要請区域の追加に伴い増額補正(4月28日専決分15億4百万円 合計18億58百万円)

※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」を活用しつつ、市町と連携して事業を実施（協力金負担割合：国8/10、県1/10 コナ臨時交付金、市町1/10）
※調整中

参考：対象区域

